

技術資料等説明書

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定の締結に係る公告に基づく協定締結については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 2年 2月 7日

2. 基本協定担当官等

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所長 坂元 浩二

3. 基本協定の概要

(1) 基本協定名

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、「九州地方整備局防災業務計画」及び「九州技術事務所防災計画」に基づき九州地方整備局が直轄管理する区間又は直轄管理区間以外(他の地方整備局、地方自治体等)において、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合、九州技術事務所が迅速かつ的確に災害支援活動を行うことを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と施設被害等の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定の内容

本協定の内容は、災害時における災害対策用機械の出動等(以下、「災対機械の出動等」という。)に関する作業とする。ここで、災対機械の出動等とは九州技術事務所が保有する災害対策用機械(以下、「災対機械等」という。)の運搬、設置、操作、資機材等の運搬、分解組立型バックホウの分解・組立の作業とする。

(4) 基本協定区間及び締結予定業者数

本協定の区間は、九州地方整備局が直轄管理する区間を原則とするが、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長(九州地方整備局長)から要請があった場合にはその限りではない。

なお、協定締結業者数は機械毎に15社程度とする。

(5) 災対機械等の対象範囲

基本協定の対象となる九州技術事務所が保有もしくは保管する災対機械等は、「別添一」のとおりとする。

(6) 基本協定の期間

令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月 31日まで

(7) 基本協定締結業者の選定

本基本協定締結業者の選定については、九州地方整備局管内における次の項目等を「別添一」の評価項目及び評価基準に基づき総合的に評価し、決定するものとする。

①工事、業務、役務の提供等における施工実績

②災害時における保有する災対機械等又はそれに類する機械の出動に関する作業(運搬、設置、操作、分解・組立)(以下、「出動作業」という。)の施工実績

なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械をいう。

③災害時における応急復旧工事又は災害箇所の調査、測量の作業(以下、「応急復旧工事等」という。)の実績

④災害時における上記②又は③に関わる協定締結実績

⑤九州地方整備局が保有する災対機械等又はそれに類する機械の製造、保守点検又は修繕の施

工実績

- ⑥派遣作業員数及び資格保有者状況
 - ⑦派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離
- なお、①～⑤の実績を有しなくても、本公告の募集に参加できる。

(8) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に災対機械等の出動等を行う場合は、当該基本協定締結業者の中から、前項（7）の評価に基づき協定締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結するものとする。

また、災対機械等の出動等を行うにあたっては関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後においても、災害等の発生や要請がなかった場合は、災対機械等の出動等を行わないことがあることを付記する。

なお、本協定締結後は、保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録するものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 下記①または②に該当するもの。

- ①令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「運送」又は「車両整備」又は「船舶整備」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。もしくは一般競争参加資格の申請をしていること。ただし、認定を令和2年4月1日時点において受けていること。
- ②九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の「一般土木工事に係るCまたはD等級」又は「鋼橋上部工事」又は「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格を有する者であること。もしくは一般競争参加資格の申請をしていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

- ①手続開始の決定を受けていること。
- ②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

(4) 協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限の日から協定締結の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店、支店または営業所が所在し、派遣作業員が所属する部署の所在地から九州技術事務所まで概ね90分で到着できること。

(7) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、

協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する者を対象とする。

- (8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

5. 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話 ㈹0942-32-8245）

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 施工調査・技術活用課

6. 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限、場所および方法

- (1) 提出期間：令和2年2月7日（金）から令和2年3月5日（木）までの土曜日、日曜日および祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- (2) 提出場所：〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 施工調査・技術活用課

- (3) 提出方法：持参または郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

- (4) 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書、または、受付票・受理票の写しを付けること。

7. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準

「別添一2」の各評価項目について評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」に基づき作成するものとする。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	作成方法及び留意事項
(1) 基本協定締結参加申請書	① 提出様式は〔様式一1〕とする。 ② 代表者印を押印すること。
(2) 協定を希望する 九州技術事務所 が保有もしくは 保管する災対機 械等	① 提出様式は〔様式一2〕とする。 ② 協定を希望する災対機械等について、〔様式一2〕の表中記載の協定希望の欄に○印を記入する。 ③ 協定を希望した災対機械等について、対応可能な作業内容を○で囲む。 なお、協定を希望する災対機械等、作業内容については複数の項目を希望することができる。

(3) 工事、業務、役務の提供等における施工実績	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>対象となる実績は、平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了又は令和元年度完了予定の代表的な施工実績を1件記載する。なお、施工実績は、国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路株等）の施工実績とする。</p> <p>ただし、施工実績は、（4）の災害時における災対機械等の出動作業の実績及び（5）の災害時における応急対策業務等の実績及び（7） 災対機械等の製造、保守点検、修繕の実績を対象外とする。</p>
(4) 災害時における災対機械等の出動作業の実績	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>② 対象となる実績は、平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した代表的な実績を1件記載する。出動した災害現場は、国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路株等）の施工実績とする。</p> <p>③ 対象となる災対機械等は、九州地方整備局保有の災対機械等又はそれに類する機械とする。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械を言う。</p> <p>④ 出動作業の実績は、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に上記③の対象機械に関する出動作業を実施した実績とする。</p> <p>なお、出動作業のいづれか一部でも実績として認める。</p>
(5) 災害時における応急復旧工事、応急対策業務等の実績	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>② 対象となる実績は、平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した代表的な災害時の応急復旧工事等の実績を1件記載する。応急復旧工事、応急対策業務等の実績は、国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路株等）の実績とする。</p>
(6) 災害時における上記（4）又は（5）に関わる協定締結実績	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>② 対象となる協定は、上記（4）、又は（5）と同様の災害時対応に関する協定とし、平成17年4月1日から当該公告日までに締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。協定の相手方は国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路株等）とする。なお、協定は単体（経営共同企業体を除く）での締結実績とする。</p>
(7) 災対機械等の製造、保守点検又は、修繕実績	<p>① 提出様式は〔様式一3〕とする。</p> <p>② 対象となる実績は、平成17年4月1日以降に元請けとして完了又は令和元年度完了予定の代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路株等）とする。対象となる機械は、九州地方整備局保有の災対機械等又はそれに類する災害時に使用する機械とする。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械を言う。</p>

(8) 派遣作業員数及び資格保有者状況	① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 本協定に従事する作業員数は、令和2年4月1日現在（予定）の作業員の数とする。なお、作業員は、所属する部署の所在地から九州技術事務所まで概ね90分で到着できること。 ③ 対象となる派遣作業員の資格は、〔様式－4〕の表中記載の資格とする。
(9) 派遣作業員の所属する部署の所在地	① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 派遣作業員の在籍部署の所在市町村名番地を記載する。 ③ 在籍部署が複数カ所存在する場合、九州技術事務所から近い順から2カ所を記載する。 ④ 九州技術事務所までの距離は、一般道での距離を記載する。

※ 上表中（3）から（7）までの実績を証明できる資料（コピー等）を添付すること。

10. 技術資料等説明書に対する質問等

(1) 技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和2年2月10日（月）～令和2年2月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：持参、FAXまたは郵送等（提出期間内に必着。）により提出する。

(2) (1)に対する回答は、質問を受理した日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に次により回答する。

①回答方法：紙による閲覧。

②回答の閲覧場所：5. に同じ。

③回答の閲覧期間：令和2年3月5日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

11. 基本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、提出された技術資料を「別添－2」の評価基準に基づき総合的に評価し、決定する。

その結果は、令和2年3月13日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

また、結果通知受理後、基本協定締結業者は、協定締結の日までに競争参加資格の認定を証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）を5. の担当部局まで提出（FAXにて通知し、その後郵送で可。）すること。

12. その他

(1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された技術資料は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された資料は返却しない。

(4) 提出期間以降における技術資料の差替え及び再提出は認めない。

**別添－1 九州技術事務所が保有もしくは保管する災害対策用機械機器
(災害時における災害対策用機械の出動等に関する協定対象分)**

用途	機械機器等名	機械番号	登録番号	規 格	緊急指定	必 要 資 格 等
災 害 対 策 用	対策本部車	30-4931		車体拡幅型	有	平成19年6月1日以前の取得 大型免許(8t以上) 平成19年6月2日以降の取得 中型免許(5~11t)、 大型免許(11t以上) 平成29年3月12日以降の取得 中型免許(7.5~ 11t)、大型免許(11t以上)
	待機支援車	29-1992	久留米800 す1137	中型、バスタイプ(4床式)	有	準中型免許
	待機支援車	19-4931	久留米800 さ6771	小型、4×4D	有	普通免許
	情報収集車	08-4932	久留米88 さ6121	4×4D	有	準中型免許(5t限定)
	排水ポンプ車	25-4912	久留米800 は 788	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4913	久留米800 は 800	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4941	久留米800 は 799	30m ³ /min	有	中型免許
	照明車	23-1991	久留米800 さ8608	25KVAカム装置付	有	準中型免許
	照明車	11-1900	久留米800 さ 909	25KVAカム装置付	有	中型免許(8t限定)
	照明車	25-4981	久留米800 さ9492	25KVAカム装置付	有	中型免許(8t限定)
	橋梁点検車	22-1991	久留米800 は 644	パケット式	有	大型免許・高所作業車(10m以上)
	作業車	27-4065	久留米100 す6247	3t積 定員2人 2.9t吊りクレーン付き (公共応急作業車)	有	中型免許(8t限定) 玉掛け・小型移動式クレーン運転
	小型土のう造成機	5-9		180 袋/h	—	(ゴム履帯式 2km/h)
	応急組立橋	06-1991		支間40m 巾員6.5m	—	(組立式下路ワーレントラス橋、支間16mを基本に4 m毎に40mまで架設)
	応急組立橋	55-1296		支間30m 巾員3.5m	—	(組立式下路トラス橋、支間24mを基本に2m毎に 30mまで架設)
	バックホウ	05-004-001		0.45m ³ 級	—	車両系建設機械(整地等)
	遠隔操縦式バックホウ	11-5-2		0.8m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	分解組立型バックホウ	25-4931		1.0m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	12-1993		バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	28-063-001		バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	不整地運搬車			1.4t積 ゴムクローラー式	—	不整地運搬車
	災害対策用照明装置			8KVA	—	
	資機材等			クレーン吊上 移動装置、フォークリフト移 動装置、人力移動装置、大型土壌、大型 土壌袋詰機、ジャッキ付コンテナ、可搬式 遠隔操作室、つかみ装置等	—	

別添－2 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 工事、業務、役務の提供等における施工実績 [様式－3]	<p>■ 工事、業務、役務の提供等における施工実績。(1件) 平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了又は、令和元年度完了予定の工事、業務、役務の提供等の施工実績について、次のとおり評価する。</p> <p>①九州技術事務所発注の施工実績を有する。 ②上記①を除く九州地方整備局本局、事務所、管理所の施工実績を有する。 ③上記①、②以外の施工実績を有する。 ④施工実績無し</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
2. 災害時における災対機械等の出動作業の実績 [様式－3]	<p>■ 災害時における九州地方整備局が保有する災対機械等又はそれに類する機械の出動作業の実績(1件) 平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した出動作業の実績について、次のとおり評価する。</p> <p>①九州技術事務所が保有する災対機械等の出動作業実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所が保有する災対機械等の出動作業実績 ③上記①、②以外の災対機械等の出動作業実績 ④実績なし</p>	<p>① 20 ② 15 ③ 10 ④ 0</p>
3. 災害時における応急復旧工事、応急対策業務等の実績 [様式－3]	<p>■ 災害時における応急復旧工事等の作業の実績(1件) 平成17年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した実績について、次のとおり評価する。</p> <p>①九州技術事務所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ③上記①、②以外の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ④実績なし</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
4. 災害時における上記2又は3に関わる協定締結実績 [様式－3]	<p>■ 災害時における災対機械等の出動作業、又は応急復旧工事等に関わる協定締結実績(1件) 平成17年4月1日から当該公告日までに締結した協定実績について、次のとおり評価する。</p> <p>①九州技術事務所との協定締結実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所との協定締結実績 ③上記①、②以外の協定締結実績 ④実績なし</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
5. 災対機械等の製造、保守点検又は修繕実績 [様式－3]	<p>■ 災対機械等又はそれに類する機械の製造、保守点検又は修繕実績(1件) 平成17年4月1日以降に元請けとして完了又は令和元年度完了予定の実績について、次のとおり評価する。</p> <p>①九州技術事務所が保有する災対機械等の実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所の保有する災対機械等の実績 ③上記①、②以外の実績 ④実績なし</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
6. 派遣作業員数及び資格保有者状況	<p>■ 派遣作業員数 本協定に従事する作業員数について、次のとおり評価する。</p> <p>①従事する作業員数が40人以上 ②従事する作業員数が30人以上 ③従事する作業員数が20人以上 ④従事する作業員数が10人以上 ⑤従事する作業員数が10人未満</p>	<p>① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 0</p>

[様式－4]	<p>■ 派遣作業員の資格保有者状況</p> <p>本協定の出動等に従事できる作業員の〔様式－4〕の表中記載の免許・資格等の保有状況について、次のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保有する免許・資格等が延べ30資格以上 ②保有する免許・資格等が延べ25資格以上 ③保有する免許・資格等が延べ20資格以上 ④保有する免許・資格等が延べ15資格以上 ⑤保有する免許・資格等が延べ15資格未満 	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 0
7. 事務所までの距離 [様式－4]	<p>■ 事務所までの距離</p> <p>派遣作業員の所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離について、次のとおり評価する。</p> <p>なお、複数ある場合は、最も近い場所を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①30km以内 ②45km以内 ③60km以内 ④60km超 	① 20 ② 15 ③ 10 ④ 0